

「上下水道料金審議会」委員募集

上下水道課では、水道料金、下水道使用料の改定等について審議していただくため「安芸高田市上下水道料金審議会」を設置します。

この審議会は学識経験者、地域振興会から選出された方及び団体から選出された方等で構成する予定です。が、広く市内にお住いの皆様のご意見を反映させるために委員の一部を公募します。

募集期間

7月3日(月)
～7月14日(金) ※必着

応募資格

- 次のすべての項目に該当される方
 - ①安芸高田市に居住している満20歳以上の方
 - ②安芸高田市の付属機関及び協議会等の委員でない方
 - ③安芸高田市の特別職の職員、常勤の一般職の職員及び市議会議員でない方
 - ④審議会に出席できる方(平日の日中3回程度、1回あたり概ね3時間を予定)
- 応募方法
所定の応募用紙に応募の動機等を

記入し、郵送・ファックス・電子メール・持参のいずれかの方法で提出してください。応募用紙は上下水道課窓口、もしくは市ホームページからダウンロードしていただけます。

募集人数

2～3名

任期

平成29年8月から審議が終了するまで

選考方法

書類選考のうえ決定

お問い合わせ・申込先

〒731-0592

安芸高田市吉田町吉田791

安芸高田市建設部上下水道課業務係

☎47-1203(直通)

✉jougessidou@city.akitakata.jp

上下水道課

☎47-1203 ☎47-1206

被爆二世健康診断

平成29年度被爆二世健康診断が次のとおり実施されます。

対象者

両親のいずれかが原子爆弾被爆者であり、次のいずれかに該当し広島県内に居住する方。

市役所本庁か支所にてご請求ください。
手数料
1通350円

ただし固定資産関係証明は2枚目から1枚100円です。
※市役所での交付と同額です。

受付時間

平日9時～17時

※土・日曜日、祝日、休日、年末年始を除く

一部の郵便局で住民票などの請求ができます

市役所に来られなくても、近くの郵便局で住民票や印鑑登録証明書、税証明などの請求ができ、市民の方などなたでも請求することが可能です。請求時は本人確認のため、運転免許証・マイナンバーカード(写真付き)・住民基本台帳カード(写真付き)・保険証などの身分証明書と印鑑を必ずお持ちください。

取扱郵便局

川根郵便局・来原郵便局・生桑郵便局・北郵便局・横田郵便局・小田郵便局

※法令により、郵便局では委任状による代理申請はできませんので、

証明書の種類	請求できる方
住民票 住民票記載事項証明書	本人または本人と同じ世帯の方
印鑑登録証明書	本人のみ (印鑑登録証を必ず持参してください)
納税証明書	本人のみ (法人の場合は委任状による申請ができます)
所得証明書 評価証明書 課税証明書	本人のみ

税務課

☎42-5614

☎42-5616

市独自の保育料負担軽減制度

市では、保護者と生計を同一にする児童のいる世帯に対して、平成27年度より「第3子以降の保育料を無料化」、平成28年度からは「第2子の保育料を半額」とする、多子軽減制度を実施しています。

これにより、子育て世帯の経済的な負担をより一層軽減し、子育て環境の充実を図り、出生率の向上及び子育て世代の定住促進を目指します。対象の要件は次の通りです。

受給資格

- 第2子半額
 - ①18歳以下の兄弟姉妹で、第2子が保育所(園)もしくは幼稚園を利用している。
 - ②安芸高田市に住所がある。
 - ③市税等の滞納がない。
 - 第3子以降無料
 - ①18歳以下の兄弟姉妹で、第3子以降の子が保育所(園)もしくは幼稚園を利用している。
 - ②安芸高田市に住所がある。
 - ③市税等の滞納がない。
- 多子軽減制度を受けるには申請が必要です。すでに今年度多子軽減の申請を出している世帯も、来年度も

重度心身障害者医療費助成制度

制度内容

○受給者の資格要件
身体障害者手帳1～3級の方・療育手帳(A・B)の方が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します(但し、本人・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある場合は対象となりません)。

- 医療機関等窓口での一部負担金
・通院200円/日
・入院2000円/日
(医療機関ごとに月4日まで)
- ・入院2000円/日
(医療機関ごとに月14日まで)

※現在重度心身障害者医療資格認定を受けておられる方の受給者証の有効期限は7月31日です。8月以降の資格認定は自動更新となっており、該当の方へは7月中旬に受給者証を送付します。

保険医療課

☎42-5619 ☎42-2130

バスの車内事故防止キャンペーン

走行中のバス車内での事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施しております。

走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをする場合があります。お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席をお立ち願います。また、バスは安全運転に徹しておりますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。満席のため、お立ちになってご利用いただく場合には、吊革や握り棒にしっかりとつかまり下さい。

バスの車内事故防止に皆様のご理解とご協力をお願いします。



中国運輸局広島運輸支局・広島県バス協会
☎082-26113238



広島県被爆者支援課援助グループ

☎082-51313116